



徳島県報

発行者 徳島県
発行所 徳島県企画総務部
法制監察課

定期第 9 8 1 号 令和 8 年 8 月 1 8 日 発行

目 次

※は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
4 3 6	特定調達契約について一般競争入札に付する件	管財課
4 3 7 ※	徳島県薬物の濫用の防止に関する条例の規定に基づき薬物を指定する件	薬務課
4 3 8	特定調達契約について随意契約の相手方を決定した件	高規格道路課
4 3 9	同	同

【公安委員会規則】

番 号	表 題	担当課名
1 1 ※	徳島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	

徳島県告示第436号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成8年徳島県規則第22号）第1条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により次のとおり公告する。

令和8年8月18日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品等の名称及び数量
高速液体クロマトグラフ質量分析装置 一式
- (2) 購入物品等の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
令和9年2月26日
- (4) 納入場所
入札説明書による。
- (5) この入札は、原則として、徳島県物品等電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）で行う。ただし、紙入札方式による参加を希望する場合又はやむを得ない事由により電子入札システムによる入札参加ができない場合は、事前に承認を得て、紙入札方式により参加することができる。

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格は、(1)から(4)までに掲げる事項の全てに該当する者であることとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和56年徳島県告示第26号）第4条第1項の規定による審査により入札に参加する資格（以下「入札参加資格」という。）を有すると認められた者であること。
- (3) 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。

3 入札参加資格の審査の申請手続に関する事項

- (1) 入札参加資格を有していない者で、この入札への参加を希望するものは、知事が定める一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（以下「審査申請書」という。）に必要書類を添付して、(2)のアに掲げる受領期限までに(2)のイに掲げる提出場所へ提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

なお、受領期限までに申請を行った場合でも、審査申請書等に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

- (2) 審査申請書等の受領期限及び提出場所

ア 受領期限

令和8年9月15日（火曜日）午前11時

イ 提出場所

徳島市万代町一丁目1番地

徳島県企画総務部管財課調度担当（電話 088-621-2067）

4 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所並びに入札説明書（仕様内容を除く。）及び契約条項についての問合せ先

徳島市万代町一丁目1番地

徳島県企画総務部管財課調度担当

電話 088-621-2067

ファクシミリ 088-621-2828

電子メール kanzaika_eshinsei@mail.pref.tokushima.lg.jp

- (2) 仕様内容についての問合せ先

徳島市万代町一丁目1番地

徳島県保健福祉部薬務課薬事監視担当

電話 088-621-2232

ファクシミリ 088-621-2842

電子メール yakumuka@pref.tokushima.lg.jp

- (3) 入札説明書の交付場所

徳島県ホームページにおいて無償で交付する。

5 入札に参加する者に求められる事項等

- (1) 入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した特質等に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書等」という。）を、県の指定する様式により、(2)のアに掲げる受領期限までに(2)のウに掲げる提出場所へ提出しなければならない。また、提出した応札仕様書等に関し県から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

応札仕様書等の審査の結果、採用し得ると判断され「適合」とされた応札仕様書等を提出した者に限り、入札落札決定の対象とする。

- (2) 応札仕様書等の受領期限、提出方法及び提出場所

ア 受領期限

令和8年9月15日（火曜日）午前11時

イ 提出方法

電子入札システムにより提出すること。

なお、紙入札方式による参加を希望する場合又はやむを得ない事由により電子入札システムによる入札参加ができない場合は、事前に承認を得て、直接持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、アに掲げる受領期限までに必着のこと。）により提出することができる。

ウ 提出場所（直接持参又は郵送の場合に限る。）

郵便番号 770-8570

徳島市万代町一丁目 1 番地
徳島県企画総務部管財課調度担当

6 入札手続等

(1) 入札期間、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

ア 入札期間

令和 8 年 9 月 30 日（水曜日）午前 9 時から同年 10 月 1 日（木曜日）午後 5 時まで
（電子入札システムの運用時間に限る。）

イ 開札の日時及び場所

(ア) 日時

令和 8 年 10 月 2 日（金曜日）午前 11 時

(イ) 場所

徳島市万代町一丁目 1 番地
徳島県企画総務部管財課入札室

ウ 入札書の提出方法

電子入札システムにより提出すること。

なお、紙入札方式による参加を希望する場合又はやむを得ない事由により電子入札システムによる入札参加ができない場合は、事前に承認を得て、直接持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、(2)のアに掲げる受領期限までに必着のこと。）により提出することができる。

(2) 直接持参又は郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 受領期限

令和 8 年 10 月 1 日（木曜日）午後 5 時

イ 提出場所

郵便番号 770-8570
徳島市万代町一丁目 1 番地
徳島県企画総務部管財課調度担当

(3) 入札方法

入札金額は、総価を記載すること。また、代金の見積りに当たっては、仕様書の条件を満たすために要する経費一切を含めること。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札保証金及び契約保証金

免除

(5) 入札の無効

ア 2 に規定する入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であって封書の表面に「高速液体クロマトグラフ質量分析装置 一式入札書在中」の朱書が

なく、入札書であることが確認できなかった入札

ウ 記名のない入札

エ 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

オ 同一事項に対してした 2 通以上の入札

カ 他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札

キ 代理人が入札する場合に委任状を提出しないでした入札

ク その他入札に関する条件に違反した入札

(6) 落札者の決定方法

有効な入札書を提出し、かつ、5 によりこの公告及び入札説明書に示した物品等の納入について証明した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示したものを落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、電子入札システムに装備されている電子くじにより落札者を決定するものとする。

(7) 契約書の作成の要否

要

(8) 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島市万代町一丁目 1 番地

徳島県企画総務部管財課調度担当

(9) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(10) その他

詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Nature and Quantity

a set of High Performance Liquid Chromatograph Mass Spectrometer.

(2) Time Limit of Tender

5:00 p.m. on October 1, 2026

(3) Section in charge of contract

Property Management Division, Planning and General Affairs Department,
Tokushima Prefectural Government Office.

1-1 Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570

Phone: 088-621-2067

(4) Enquiry Section, regarding Notice of Tender

Property Management Division, Planning and General Affairs Department,
Tokushima Prefectural Government Office.

1-1 Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570

Phone: 088-621-2067

徳島県告示第437号

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例（平成24年徳島県条例第72号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定に基づき、次の薬物を指定する。

令和8年8月18日

徳島県知事 後藤 田 正 純

1 薬物の名称等

- (1) 化学名 (8R)-N, N-ジエチル-1-フェロセノイル-6-メチル-9, 10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド（通称 1Fe-LSD）及びその塩類
- (2) 化学名 N, N-ジエチル-2-（2-（[4-（2-フルオロエトキシ）フェニル]メチル）-5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル）エタン-1-アミン（通称 Fluetonitazene）及びその塩類
- (3) 化学名 N, N-ジエチル-2-（2-（[4-（2-メチルプロポキシ）フェニル]メチル）-5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル）エタン-1-アミン（通称 Isobutonitazene）及びその塩類
- (4) 化学名 N-〔2-（5-メトキシ-1H-インドール-3-イル）エチル〕-2-メチルプロパン-1-アミン（通称 5-MeO-NiBT、5-MeO-iBT）及びその塩類

2 指定の理由

1に掲げる物は、条例第2条第6号に掲げる薬物に該当し、かつ、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため

3 指定の効力発生の日

令和8年8月19日

徳島県告示第438号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成8年徳島県規則第22号）第1条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定により次のとおり公示する。

令和8年8月18日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

1 契約に係る特定役務の名称及び数量

令和8年度徳島県県土防災情報管理システム運用基盤移行業務 一式

2 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県県土整備部高規格道路課

徳島市万代町一丁目1番地

3 契約の相手方を決定した日

令和8年7月13日

4 契約の相手方の氏名及び住所

株式会社N T Tデータ四国

愛媛県松山市本町一丁目3番地4

5 契約金額

53,691,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

徳島県告示第439号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成8年徳島県規則第22号）第1条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定により次のとおり公示する。

令和8年8月18日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

1 契約に係る特定役務の名称及び数量

令和8年度徳島県土木施設占用等申請システム運用基盤移行業務 一式

2 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県県土整備部高規格道路課

徳島市万代町一丁目1番地

3 契約の相手方を決定した日

令和8年7月13日

4 契約の相手方の氏名及び住所

株式会社N T Tデータ四国

愛媛県松山市本町一丁目3番地4

5 契約金額

57,049,080円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

徳島県公安委員会規則第11号

徳島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 8 月 18 日

徳島県公安委員会委員長 三 谷 郁 彦

徳島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

徳島県道路交通法施行細則（昭和47年徳島県公安委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の 3 中「自動車は、」の次に「道路標識等による最高速度の規制が令第11条又は令第27条第 1 項に定める速度以下の場合に限り、当該道路標識等による」を加える。

別表 2 県道戎山中林富岡港の項の次に次のように加える。

県道阿南勝浦	阿南市下大野町渡り上り 8 番43先から阿南市下大野町五反畑13番 1 先まで
県道阿南小松島	小松島市立江町字中ノ坪278番先から小松島市立江町字中ノ坪261 番 1 先まで

附 則

この規則は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。